

中小企業関心高く

同友会三条支部、働き方改革セミナー

新潟県中

小企業家同友会三条支部（木村謙支部長）は、十七日午後六時三十分から、リサーチコアで働き方改革セミナー



講師の吉井さん

「有給休暇取得義務化にどう対応するか」を開催した。

昨年六月の国会で関連法案が可決され、ことし四月から施行されたものの、まだまだ地域の中小企業では理解や浸透が浅く、準備できていない「働き方改革関連法案」の中でも、特に中小企業に影響の大きい有給休暇の取得義務化に焦点を当てたセミナーで、講師は県央社会保険労務士事務所代表の吉井伸明さん。

はじめに木村支部長がいさつ。今回の法案については罰則規定もある厳格なものであることを強調し、「訴えられることのないように一生懸命に勉強していきたい」と話していた。

セミナーは少人数の参加だったものの、いずれもこの問題に関心の高い地域の企業経営者が集まったこと

もあり、具体的な事例を踏まえた質疑応答を中心に進められた。

はじめに吉井さんは改めて「有給休暇」の法律的な扱いを説明。「もともと休みの日に有給休暇をあてることはできません。労働を免除しながら賃金を払うという理解が必要です」としてほか、「うちは（従業員が）一名しかいないから有給はない、という声も聞きますが、それでも有給休暇は発生しますし、週一日だけ雇うパートさんにも発生します」とした。

それに対して参加者から「アルバイトなどシフトが決まってい

うするのか」という質問があり、吉井さんは「シフトの出勤予定日は労働義務がある日」と示した上で、有給休暇については、あくまで出勤日に休ませなければいけないことを強調。あくまで社員の権利であり、今回の「年五日の取得義務化」については「取らない人には計画的に与えてくださいね、というもの」と説明した。

また、燕三条地域は下請けの町工場が多いことから日給月給制ではなく完全月給制を導入している企業が多いことを指摘。「その場合でも五日間の有給休暇を取得させなければいけません

ん。今後は欠勤控除を考慮する必要があります」と説明した。

このほか、「お盆やゴールデンウィークの連休を有給休暇に充てていいのかわ」という質問には「元々、労働日でなければいけない」としたほか、多くのコンサルタントが推奨する、今回の五日義務化に対して労務管理の負担を軽減するための、「全社員の有給休暇付与日の統一」については、就業規則の変更が必要なこと、付与日の変更は従業員が有利にならなければいけない原則があることを指摘した。

また、会社側の都合で「休んでくれ」という場合は、労働者側が承諾しない限り、有給休暇にはならず休業手当を支払う義務が生じることなどを紹介。インフルエンザなどで休む場合は「有給休暇を使わせてあげたほうが消化率が上がるのではないか」と語った。

（細山）

